

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成30年9月6日(2018.9.6)

【公開番号】特開2017-134025(P2017-134025A)

【公開日】平成29年8月3日(2017.8.3)

【年通号数】公開・登録公報2017-029

【出願番号】特願2016-16218(P2016-16218)

【国際特許分類】

G 01 B 21/00 (2006.01)

G 01 B 5/00 (2006.01)

【F I】

G 01 B 21/00 L

G 01 B 5/00 L

【手続補正書】

【提出日】平成30年7月26日(2018.7.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

上下面と側面を有し、測定対象物を載置する定盤と、

測定プローブを支持し、前記定盤を跨いで前記定盤のY軸方向に移動自在な門型のYキャリッジであって、二つの支柱部材により定盤に支持されるYキャリッジと、

前記二つの支柱部材は、前記Yキャリッジを前記Y軸方向に駆動する駆動機構をもつ第1の支柱部材と、前記第1の支柱部材に追従移動する第2の支柱部材とを有し、

前記定盤は、前記第1の支柱部材側で、前記定盤の上面に垂直な2側面を有するガイドであって且つ前記Y軸方向に延びるガイドを有し、

前記第1の支柱部材は、前記ガイドを左右から挟み込む2対の側面支持部材で前記定盤に支持され、

前記駆動機構及び前記Yキャリッジの前記Y軸方向の位置は、前記2対の側面支持部の間に有する三次元座標測定装置。

【請求項2】

前記ガイドは前記定盤の一部である請求項1に記載の三次元座標測定装置。